

協会けんぽにご加入の皆様へ

マイナンバーの通知カードの廃止による

本人確認書類の変更について

マイナンバー（個人番号）の通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類として使用できなくなりました。（通知カードの記載事項（氏名・住所等）に変更が無い場合を除く。）

マイナンバーを申請書に記入する際は、次の通り法改正後の本人確認書類の添付をお願いいたします。

◎マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類

（番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ一点ずつの添付が必要です。）

番号確認書類	身元確認書類
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面コピー・個人番号の通知カードのコピー（記載情報と現況に相違のないもの）・住民票（マイナンバーの記載のあるもの）・住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面コピー・運転免許証のコピー・パスポートのコピー・その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

◎協会けんぽの申請において、マイナンバーはどのような場合に記入しますか？

- ① 各種申請書へ保険証の記号・番号が記入できない（不明な）場合
 - ② マイナンバー制度による情報連携を利用して添付書類の省略を希望される場合（高額療養費制度に係る被保険者本人の住民税の課税・非課税を確認する場合など）
 - ※ ②の場合は、上記表の「本人確認書類」に加えて、「本人確認書類貼付台帳およびマイナンバーによる課税情報等の確認申出書」を提出いただく必要があります。
- （①②に該当しない場合でも、申請書へマイナンバーを記入された場合は、「本人確認書類」の添付が必要になります。）



申請書は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索



全国健康保険協会
協会けんぽ

本人確認書類に関するお問い合わせ先
協会けんぽ奈良支部 業務グループ
☎ 0742-30-3700

（自動音声→「1」を選択してください。）